

# 七ヶ浜町地域防災計画 新旧対照表 (案)

[原子力災害対策編]

令和5年 2月

七ヶ浜町防災会議

七ヶ浜町地域防災計画[原子力災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年3月)	修正後	備考																								
1	<p>第1章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2. 資機材等の調達体制の整備</p> <p>町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材 _____、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p>	<p>第1章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2. 計画の性格</p> <p>町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材 <u>について</u>、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。 <u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>第3. 建設業団体等との連携</u></p> <p><u>町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																								
2	<p>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●通信手段・経路の多様化</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 町と関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、 _____ 其他防災関係機関との間において確実な情報の収</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)	○			●通信手段・経路の多様化	○			<p>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●通信手段の確保</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 町と関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、 <u>原子力事業者</u> 其他防災関係機関との間において確実な情報の収</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)	○			●通信手段の確保	○			<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
(略)	○																										
●通信手段・経路の多様化	○																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
(略)	○																										
●通信手段の確保	○																										

3	<p>集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>●関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時<u>など</u>も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</p>	<p>集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p>●<u>事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</u></p> <p>(略)</p> <p>●関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時<u>等</u>も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</p>	
	<p>4. <u>重要通信の確保</u></p> <p>町は、<u>県などの関係機関</u>と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策<u>を推進する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2. 情報の分析整理</p> <p>2. 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>町は、平常時より原子力防災関連情報<u>の</u>収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県が<u>進める</u>情報の<u>ネットワーク化に</u>協力する。</p> <p>3. 防災対策上必要とされる資料</p>	<p>4. <u>非常通信協議会との連携</u></p> <p>町は、<u>県及び非常通信協議会</u>と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用<u>等により</u>、応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策<u>の推進を図る。</u><u>また、訓練等を通じて、実行性の確保に留意する。</u></p> <p>5. <u>移動通信系の活用体制</u></p> <p>町は、<u>県及び関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。</u></p> <p>第2. 情報の分析整理</p> <p>2. 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>町は、平常時より原子力防災関連情報<u>（大気中放射性物質拡散計算を含む。）</u>の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県<u>とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に</u>協力する。</p> <p>3. 防災対策上必要とされる資料</p>	

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災



5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺地域 _____ の気象 _____ 資料 (過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化 _____ の情報等 _____)</li> <li>●平常時環境放射線モニタリング _____</li> <li>●周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等 _____ (略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺地域及び海域の気象・海象 _____ (過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する _____ 情報等を含む。)</li> <li>●平常時環境放射線モニタリング資料</li> <li>●周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 (略)</li> </ul>	「計画」の修正  「宮城県地域防災計画」の修正  「宮城県地域防災計画」の修正  「宮城県地域防災計画」の修正
	<p>(4) <u>防護資機材等に関する資料</u></p> <p><u>(追加)</u> (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (略)</p>	<p>(4) <u>防災対策に活用する施設、設備、資機材等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>通信連絡設備等に関する資料</u> (略)</li> <li>●<u>広報施設等に関する資料</u></li> <li>●<u>モニタリング設備・機器に関する資料</u> (略)</li> </ul>	
<p>(5) <u>緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表</u></li> </ul>	<p><u>(削除)</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正  「宮城県地域防災計画」の修正	
<p><u>(追加)</u></p> <p>第3. <u>通信手段・経路の多様化</u>  町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、 _____ 関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請<u>など</u>の緊急措置について事前調整する。</p>	<p><u>(5) 防災対策の実施に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>各種協定、規制等に関する資料</u></li> <li>●<u>各種要領、様式等に関する資料</u></li> <li>●<u>防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等)</u></li> <li>●<u>その他</u></li> </ul> <p>第3. <u>通信手段の確保</u>  町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、<u>原子力発電所からの状況報告や</u>関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請<u>等</u>の緊急措置について事前調整する。</p>		



6	<p>第3節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第2. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>町は、<u>原子力災害発生時に速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう</u> _____</p> <p>_____ 国や県、周辺市町の動向をふまえて、今後、体制等の検討を行う。</p> <p>第3. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>町は、<u>原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置に係る通報を受けた場合は</u>、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について国や県の動向を受けて今後検討する。</p> <p>また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制について<u>国や県の動向を受けて今後検討する。</u></p> <p>_____</p> <p>この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び<u>指示のための</u>情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。</p>	<p>第3節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第2. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>町は、<u>警戒事態 (Alert) 等に至った場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿 (衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む) 等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。</u>また、国や県、周辺市町の動向をふまえて、今後、体制等の検討を行う。</p> <p>第3. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>町は、<u>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) 又は全面緊急事態 (General Emergency) に至った場合</u>、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について国や県の動向を受けて今後検討する。</p> <p>また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制について<u>あらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。</u></p> <p><u>町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。</u></p> <p>この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び<u>意思決定者からの</u>情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
7	<p>第5. 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>町は、平常時から国、県、自衛隊、<u>警察</u>、<u>消防</u>、<u>医療機関</u>、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の<u>関係機関と</u> _____ 相互の連携体制の強化に努める。</p>	<p>第5. 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>町は、平常時から国、県、自衛隊、<u>県警察本部</u>、<u>消防本部</u>、<u>海上保安部</u>、<u>医療機関</u>、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の<u>防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し</u>、相互の連携体制の強化に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>



ための防護措置を実施する地域（P P A）」で必要とされる防護措置の実施の考え方を受けて、関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画作成を検討する。

2. 町が講じておく措置

町は、退避\_\_\_\_\_等\_\_\_\_\_の場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

(追加)	
広域避難等のために定めておく事項	①集合場所 ②避難経路 _____ _____ 及び避難方法 (略)

10 第2. \_\_\_\_\_避難所等の整備

1. \_\_\_\_\_避難所等の整備

町は、今後国がP P Aで必要とされる防護措置の実施の考え方を受けて、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定することを検討する。

また、町は \_\_\_\_\_避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮し、周辺市町の動向を鑑みて広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制の整備を検討する。

\_\_\_\_\_関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成\_\_\_\_\_する。

2. 町が講じておく措置

町は、退避や屋内退避等を実施する 場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

防災対策に係る行政区画 (行政区)ごとに把握し、又は定めておく事項	①人口 ②地区の連絡責任者 ③放射線防護対策施設及び屋内退避施設(名称、所在地、受入可能人員数) ④移送を要する推定人員 ⑤その他必要な事項
広域避難等のために定めておく事項	①指定避難所及び広域避難先の避難所 ②避難経路(一時集合場所、避難退域時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。)及び避難方法 (略)

第2. 指定避難所等の整備

1. 指定避難所等の整備

町は、県からの助言を受け、公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保する。

\_\_\_\_\_ 指定避難所等の確保にあたっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

<p><u>(追加)</u></p> <p>2. 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等の整備 町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、町は、周辺市町<u>の動向を鑑みて</u>広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保<u>を検討</u>する。</p> <p>3. <u>コンクリート屋内退避体制</u>の整備 町は、県等と連携し、<u>コンクリート屋内退避施設</u>について<u>予め</u>調査し、具体的な<u>コンクリート屋内退避</u>体制の整備に努める。</p> <p>4. 避難等に係る手順の整備 町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、<u>      </u>の具体的な避難・受入<u>  </u>方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>備<u>      </u>する。</p> <p><u>なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）等の多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u></p> <p><u>町は感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p>2. 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等の整備 町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、町は、周辺市町<u>と協力し、</u>広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等<u>を確保</u> <u>      </u>する。</p> <p>3. <u>放射線防護対策施設及び屋内退避体制</u>の整備 町は、県等と連携し、<u>放射線防護対策施設及び屋内退避施設</u>について<u>あらかじめ</u>調査し、具体的な<u>放射線防護対策施設及び屋内退避</u>体制の整備に努める。</p> <p>4. 避難等に係る手順の整備 町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入<u>  </u>方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
---	---	---

11	<p>7. <u>      </u>避難所<u>      </u>と避難場所における設備等の整備  町は、<u>      </u>避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ<u>など、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を<u>行う</u>。</p> <p>8. 物資の備蓄に係る整備  町は、指定<u>された</u>避難所又はその近傍で<u>      </u>備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>      </u>常備薬、<u>      </u>炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄<u>      </u>に努めるとともに、<u>      </u>  <u>      </u>避難所と<u>      </u>して指定した学校等において、備蓄の<u>ためのスペース</u>、通信設備の整備等を進める。<u>      </u></p> <p>第3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備  1. 要配慮者及び一時滞在者への対応  町は、県の協力のもと、<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。</u></p>	<p>7. <u>指定</u>避難所等<u>      </u>における設備等の整備  町は、<u>指定</u>避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ<u>等、</u><u>      </u>要配慮者<u>等</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を<u>図る</u>。</p> <p>8. 物資の備蓄に係る整備  町は、指定<u>      </u>避難所又はその近傍で<u>地域完結型</u>の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄や感染症対策に必要な物資等の備蓄</u>に努める<u>      </u>ものとし、<u>備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮する。</u>  <u>指定</u>避難所となる施設<u>      </u>において、備蓄<u>      </u>場所の確保、通信設備の整備等を進める。<u>また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>第3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備  1. 要配慮者及び一時滞在者への対応  町は、県の協力のもと、<u>      </u>要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	---	---

	<p>●要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア<u>団体</u>等の_____多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>●要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア_____等の<u>避難支援等に携わる</u>多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>(略)</p> <p>●<u>避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制を整備する。</u></p> <p>●<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備する。</u></p>	
12	<p><u>(追加)</u></p> <p>5. 社会福祉施設の対応</p> <p>_____社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の<u>作成に努める</u>。特に、入所者等の避難誘導<u>体制</u>に配慮した体制の整備を行う。</p> <p>第4. 学校施設等における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の<u>作成に努める</u>。</p> <p>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>町は、_____避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示等</p>	<p>3. <u>避難行動要支援者の対応</u></p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。</u></p> <p>5. 社会福祉施設の対応</p> <p><u>介護保険施設、障害者支援施設等の</u>社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画<u>を作成する</u>。特に、入所者等の避難誘導_____に配慮した体制の整備を<u>図る</u>。</p> <p>第4. 学校施設等における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画<u>を作成する</u>。</p> <p>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>町は、<u>屋内退避又は</u>避難のための立ち退きの_____指示等</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

13	<p>_____を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。</p> <p>第8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>町は、<b>国</b>と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。</p> <p>第9. 避難所、避難方法等の周知</p> <p>町は、避難や<b>スクリーニング</b> _____等の場所・避難<b>誘導</b>方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導 _____等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>避難の迅速な実施のために、町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、<b>緊急事態の状況</b>に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。</p>	<p><b>(以下「屋内退避又は避難の指示等」という。)</b>を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。</p> <p>なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。</p> <p>第8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>町は、<b>県</b>と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。</p> <p>第9. 避難所、避難方法等の周知</p> <p>町は、避難や _____<b>避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配布</b>等の場所・避難 _____方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、<b>家庭動物との同行避難</b>等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>避難の迅速な実施のために、町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、<b>警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過</b>に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
14	<p>第5節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1. 専門家の輸送体制の整備</p> <p>町は、<b>放射線医学総合研究所</b>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。</p>	<p>第5節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1. 専門家の輸送体制の整備</p> <p>町は、<b>日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構</b>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>

15

## 第6節 救助・救急、医療体制等の整備

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
(略)				
●被ばく医療活動体制等の整備		○		

(追加)

## 第2．救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を行う。

第3．被ばく医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

## 第6節 救助・救急、医療体制等の整備

	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
(略)				
● <u>原子力災害</u> 医療活動体制等の整備		○		

第1．救助・救急活動用資機材等の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

## 第2．救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3．原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

記述の適正化

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

「宮城県地域防災計画」の修正

16	<p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>第1. 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害_____を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件_____等も踏まえて、必要とされる食料_____</p> <p>_____その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう_____</p> <p>_____努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平_____時には実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は_____避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等_____の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p>	<p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>第1. 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく_____とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時には実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正																																
17	<p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="255 842 1048 1008"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●相談体制の事前準備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●要配慮者_____への情報伝達体制の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p> <p>町は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。この際、分かり易さや正確さに配慮する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>第2. 町防災行政無線の整備拡充</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●相談体制の事前準備	○			●要配慮者_____への情報伝達体制の整備	○			<p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1084 842 1877 1008"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●住民相談窓口の設置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●要配慮者等_____への情報伝達体制の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p> <p>町は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた_____具体的な内容を整理しておく。この際、分かり易さや正確さに配慮する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>第2. 町防災行政無線の整備拡充</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●住民相談窓口の設置	○			●要配慮者等_____への情報伝達体制の整備	○			<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●相談体制の事前準備	○																																		
●要配慮者_____への情報伝達体制の整備	○																																		
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●住民相談窓口の設置	○																																		
●要配慮者等_____への情報伝達体制の整備	○																																		





22	<p>第1 1節 防災業務関係者の人材育成 第1. 他機関の行う研修の活用 町は、_____原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する<u>等</u>、人材育成に努めるものとする。</p> <p>第2. 研修の実施の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力<u>施設</u>の概要に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●_____モニタリング実施方法及び機器<u>及び気象予測や大気中拡散予測の活用</u>に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容<u>に関すること</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>放射線緊急被ばく</u>医療（応急手当を含む）に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> </div>	<p>第1 1節 防災業務関係者の人材育成 第1. 他機関の行う研修の活用 町は、<u>国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め</u>、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する<u>など</u>、人材育成に努めるものとする。</p> <p>第2. 研修の実施の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力<u>発電所</u>の概要に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>緊急時</u>モニタリング実施方法及び機器_____に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容_____</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>原子力災害</u>医療（応急手当を含む）に関すること</li> </ul> <p>(略)</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
23	<p>第1 2節 防災訓練等の実施 第3. 実践的な訓練の実施と事後評価 2. 訓練の事後評価 町は、訓練を実施するに<u>あたり</u>、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改<u>定</u>に活用する<u>など</u>原子力防災体制の改善に取り組む。</p>	<p>第1 2節 防災訓練等の実施 第3. 実践的な訓練の実施と事後評価 2. 訓練の事後評価 町は、訓練を実施するに<u>当たり</u>、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め<u>て行う</u>とともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改<u>訂</u>に活用する<u>等</u>原子力防災体制の改善に取り組む。</p>	記述の適正化
26	<p>第1 4節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 町は、災害復旧に資するため、<u>国及び県_____</u>と協力して放射性物質_____</p>	<p>第1 4節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 町は、災害復旧に資するため、<u>国_____県、原子力事業者及びその他関係機関</u>と協力して放射性物質<u>による環境汚染への対処に</u></p>	「宮城県地域防災計画」の

	<p>の除染に関する資料の収集・整備等を行う。</p>	<p>ついて必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図る。</p>	修正												
28	<p>第2章 緊急事態応急対策 第2節 活動体制の確立 第1. 町の活動体制 1. 事故対策のための警戒態勢 (1) 警戒態勢 (略)</p> <table border="1" data-bbox="264 558 1048 882"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部 (特別警戒配備)</td> <td>女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。</td> <td>災害対策関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備時期	配備体制	警戒本部 (特別警戒配備)	女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	<p>第2章 緊急事態応急対策 第2節 活動体制の確立 第1. 町の活動体制 1. 事故対策のための警戒態勢 (1) 警戒態勢 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1097 558 1881 882"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部 (特別警戒配備)</td> <td>女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。</td> <td>災害対策係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備時期	配備体制	警戒本部 (特別警戒配備)	女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢をとる。	記述の適正化
配備区分	配備時期	配備体制													
警戒本部 (特別警戒配備)	女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。													
配備区分	配備時期	配備体制													
警戒本部 (特別警戒配備)	女川原子力発電所において原子力災害対策特別措置法に基づき、異常事象が通報基準を上回る場合に国や県などに通報がなされたことを知り、警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢をとる。													
29	<p>2. 災害対策本部の設置等 (1) 災害対策本部の設置基準</p> <table border="1" data-bbox="241 1002 1048 1409"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備時期	配備体制	災害対策本部	1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。	<p>2. 災害対策本部の設置等 (1) 災害対策本部の設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1075 1002 1881 1409"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備時期	配備体制	災害対策本部	1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢をとる。	記述の適正化
配備区分	配備時期	配備体制													
災害対策本部	1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。													
配備区分	配備時期	配備体制													
災害対策本部	1 県から宮城県災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し、防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢をとる。													

要と認められる場合。  
4 その他町長が必要と認め  
たとき。

31 第5. 防災業務関係者の安全確保  
3. 防災業務関係者の放射線防護  
(略)

《防災業務関係者の防護指標》

防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量 _____ _____ で 50mSv
	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	
<u>(追加)</u>	
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 _____	実効線量： <u>で</u> 100mSv 等価線量 <u>については以下のとおり</u> ・眼の水晶体 <u>について</u> 300mSv →皮膚 <u>について</u> 1Sv

※この他の詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる。

要と認められる場合。  
4 その他町長が必要と認め  
たとき。

第5. 防災業務関係者の安全確保  
3. 防災業務関係者の放射線防護  
(略)

《防災業務関係者の防護指標》

防災業務関係者の業務区分	_____ 線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量： <u>5年間につき 100mSv かつ</u> <u>1年間につき</u> 50mSv
	等価線量 眼の水晶体： <u>5年間につき 100mSv かつ</u> <u>1年間につき 50mSv</u> 皮膚： <u>1年間につき 500mSv</u>
<u>女性</u> <u>(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)</u>	実効線量： <u>3月間につき 5mSv</u>
<u>妊娠と診断された女性</u> <u>(妊娠と診断されたときから出産までの間)</u>	内部被ばくによる実効線量： <u>1mSv</u> 腹部表面に受けるなど価線量： <u>2mSv</u>
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合 <u>(男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性)</u>	実効線量： <u>_____</u> 100mSv 等価線量 _____ <u>_____</u> 眼の水晶体 _____： <u>300mSv</u> <u>_____</u> 皮膚 _____： <u>1Sv</u>

※この他の詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる。

「宮城県  
地域防災  
計画」の  
修正

<p>35</p> <p>36</p> <p>43</p>	<p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1. 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>町は、事態の規模、時間的な推移に応じて国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、<u>原子力災害対策指針に基づ</u>いたO I Lの値を超え、又は超える<u>恐れ</u>があると認める場合は、住民等に対する避難又は一時移転又は若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>2. 避難やスクリーニング等の場所の情報提供</p> <p>町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は<u>避難やスクリーニング等の場所の所在</u>について、県及び原子力災害現地対策本部等に対して情報を提供するものとする。</p> <p>18. 飲食物の摂取制限等</p> <p>3. 飲料水及び飲食物の供給 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>詳細は、 地震災害対策編 P.212 第2章 災害応急対策 「第15節 食料、飲料水及び生活 <u>物資</u>調達 供給活動」を準用する。</p> </div>	<p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1. 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>町は、事態の規模、時間的な推移に応じて国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づ <u>いた</u> O I Lの値を超え、又は超える<u>おそれ</u>があると認める場合は、住民等に対する避難又は一時移転又は若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>2. 避難やスクリーニング等の場所の情報提供</p> <p>町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は <u>これらの情報</u>について、県及び原子力災害現地対策本部等に対して情報を提供するものとする。</p> <p>第18. 飲食物の摂取制限等</p> <p>3. 飲料水及び飲食物の供給 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>詳細は、地震災害対策編 P.212 第2章 災害応急対策 「第15節 食料、飲料水及び生活 <u>必需品</u>の 調達・供給活動」を準用する。</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
-------------------------------	---	---	---

44	<p>第9節 行政機関の業務継続に係る措置 第1. 庁舎機能の退避</p> <p>町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童・生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。</p>	<p>第9節 行政機関の業務継続に係る措置 第1. 庁舎機能の退避</p> <p>町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの_____指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては児童・生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する</p>	記述の適正化
52	<p>第3章 原子力災害中長期対策 第4節 各種制限措置<u>の</u>解除</p> <p>町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言_____・指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の_____出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。</p>	<p>第3章 原子力災害中長期対策 第4節 各種制限措置<u>等</u>の解除</p> <p>町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言_____・指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の<u>採取</u>・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
53	<p>第5節 災害地域住民に係る記録等の作成 第1. 災害地域住民の記録</p> <p>町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所_____等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。</p>	<p>第5節 災害地域住民に係る記録等の作成 第1. 災害地域住民の記録</p> <p>町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所<u>等</u>、<u>避難経路</u>等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
54	<p>第6節 被災者等の生活再建等の支援 第1. 被災者へのきめ細やかな支援</p> <p>町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティ<u>の</u>維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。</p>	<p>第6節 被災者等の生活再建等の支援 第1. 被災者へのきめ細やかな支援</p> <p>町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティ<u>の</u>維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。</p>	記述の適正化

